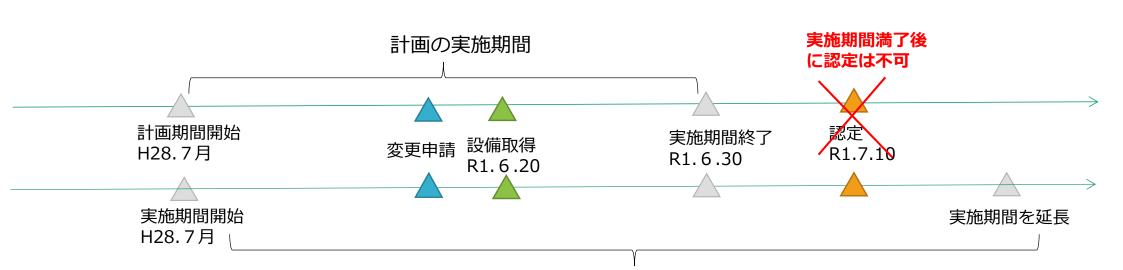
経営力向上計画の実施期間満了に伴う中小企業者等からの申請への対応例

(1)計画の実施期間が3年(平成28年7月~令和元年6月)で、実施期間終了前に設備を 取得し、実施期間終了前に変更申請(設備の追加)をする場合

①実施期間終了前に計画変更申請(取得設備の追加)をし、実施期間終了前に認定。



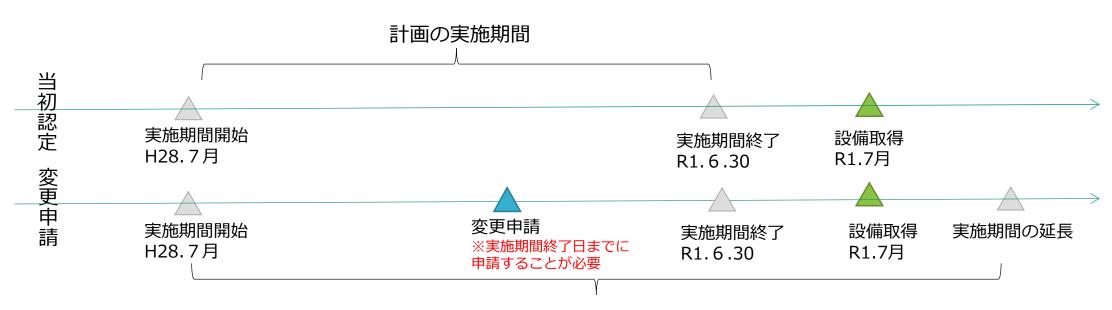
②実施期間終了前に計画変更申請(取得設備の追加)をし、認定が実施期間終了後になる場合は当該計画変更時に実施期間も延長することが必要。



変更後の計画の実施期間(4年又は5年に延長) ※5年以上の延長は不可とする

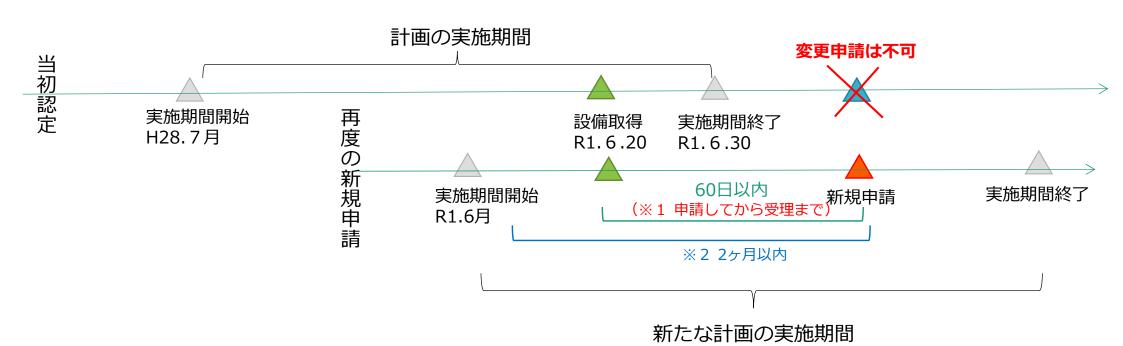
(2)計画の実施期間が3年(平成28年7月~令和元年6月)で、実施期間終了後に設備を 取得し、実施期間終了前に実施期間の延長の変更申請をする場合

①変更申請により、計画の実施期間を3年から4年又は5年に延長。



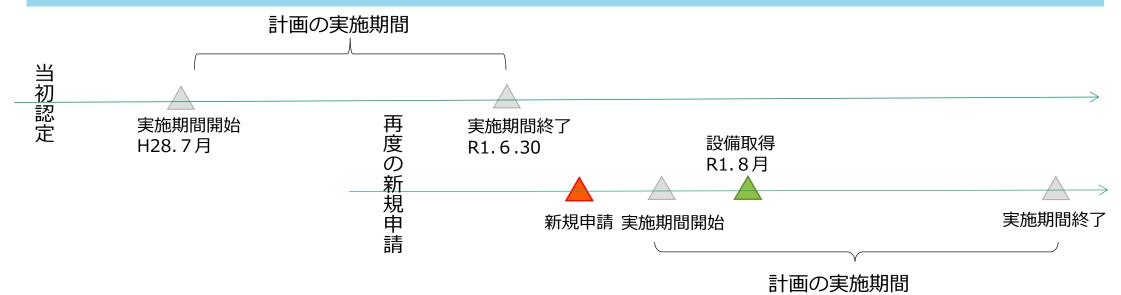
変更後の計画の実施期間(4年又は5年に延長) ※5年以上の延長は不可とする

- (3)計画の実施期間が3年(平成28年7月~令和元年6月)で、実施期間終了前に設備を取得したものの、前述の(1)と異なり実施期間終了前までに変更申請をしなかった場合
 - ①実施期間終了前に取得した設備については、実施期間終了後に変更申請ができないため、新規申請(※1 設備取得から60日以内かつ※2 実施期間開始から2ヶ月以内)があらためて必要。



(4)計画の実施期間が3年(平成28年7月~令和元年6月)で、実施期間終了後に設備を取得し、 新規申請をする場合

①実施期間終了後に申請する場合は、変更申請ができないため、新規申請があらためて必要。



②計画の実施期間終了前に、再度の新規申請の提出は可能。ただし、従来計画と新規申請計画の実施期間が重ならないよう、新規期間の実施期間は、従来計画の実施期間終了後に開始されることが必要。

